かながわ読書のススメ

～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～

平成21年7月

神奈川県教育委員会

は じ め に

読書活動は、言葉を学び、豊かな感性や表現力、考える力を育み、創造力を豊かなものにするとともに、人生をより深く生きていくうえで、子どもの成長に欠くことのできないものです。

しかし、現状は、テレビやインターネット、携帯電話等、様々なメディアの発達や普及により、子どもの生活環境は大きく変化し、それらのメディアに費やす時間が増え、読書離れが懸念されています。

子どもが読書を好きになるためには、まず、大人が読書に親しむ姿を見せることが大切であり、また、子どもを読書の世界に導くためのきっかけづくりや、様々な本と出合える読書環境の整備が地域社会に求められています。

県教育委員会では、平成16年１月に策定した「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」に基づく取組の検証を踏まえ、今後おおむね５年間の具体的な方向を示す、第二次計画を策定しました。

この計画では、「わくわく！どきどき！　本は、わたしのともだち」をスローガンに据え、４つの特徴として「努力目標の数値化」「ファミリー読書の提唱」「読書へつなぐきっかけづくりの促進」「いつでも行ける学校図書館づくりの支援」を掲げました。

また、これらの取組にあたっては、読書に携わる方のお力をお借りすることが重要と考え、人材育成に向けた研修の実施や指導者用の冊子の作成など、積極的に取り組むこととしました。

子どもたちの健やかな成長を願い、子どもの読書活動を推進してまいりますので、皆様の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、御助言をいただきました関係機関、団体の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました県民の皆様に深く感謝いたします。

平成21年７月

神奈川県教育委員会教育長　**山 本 正 人**

目　　次

第３章　第二次計画の基本方針・体系

第４章　第二次計画の方策

～本冊子を読むにあたり～

◎　本冊子では、図書館やボランティアについて、次のように略して表記しています。

＜図書館について＞

- 神奈川県立図書館と川崎図書館 ⇨ 「県立の図書館」
- 市町村で設置した図書館 ⇨ 「市町村図書館」
- 「県立の図書館」と「市町村図書館」 ⇨ 「公立図書館」
- 学校にある図書館 ⇨ 「学校図書館」

＊図書館法第２条第２項では、都道府県および市町村が設置しているものを「公立図書館」と定めています。

＜ボランティアについて＞

- 市町村図書館に関るボランティア ⇨「図書ボランティア」
- 学校図書館に関るボランティア ⇨「学校図書館ボランティア」

＜対象について＞

- ０～18歳 ⇨ 「子ども」
- 小学生 ⇨ 「児童」
- 中・高校生 ⇨ 「生徒」

◎　本文中の＊がついている語句については、冊子の最後で解説しています。

◎ [ある取組 ★ ○] ある取組 は、第二次計画の主要な取組を示しています。
★ は、新しく加えた事業を示しています。

第１章　第二次計画の策定の趣旨

１　子どもの読書の意義

子どもが多様な創造力を培うためには、自ら考え、課題を発見し、判断し、行動する、いわゆる「生きる力」を身に付けることが重要です。

読書には、「楽しむために読む」「調べるために読む」「知的欲求を満たすために読む」など様々な側面があります。

また、読書は言葉を学び、表現力や創造力を高め、知性や感性を豊かにし、子どもが人生をより豊かに深く生きるために欠くことのできない「生きる力」をはぐくむために必要なものです。

２　子どもの読書状況

「平成 20 年度『神奈川県子ども読書活動推進計画』に基づいた読書についての調査」、「平成 20 年度県立高校における学校図書館の活用、読書活動の推進に係る取組状況調査」、「平成 20 年度読書に関する高校生向けアンケート」によると、１ヵ月に１冊も本を読まない児童・生徒の割合は、小学校で 15%、中学校で 24%、高校で 53%であり、その理由は表のとおりです。小・中・高で順位は異なるものの「読みたい本がない」「時間がない」「読みたくない」という理由が主たるものです。

	主　な　理　由
小学生	本を読む時間がない 読む本がわからない 本はおもしろくない その他（読みたくない・興味がない）
中学生	部活動で時間がなかった 本はおもしろくない 読みたい本がわからない
高校生	部活動で時間がなかった 勉強・塾・習い事で時間がなかった 読みたい本がわからない

「平成 20 年度『神奈川県子ども読書活動推進計画』に基づいた読書についての調査」「平成 20 年度読書に関する高校生向けアンケート」より

また、小・中学校では、「１週間に学校図書館に行く日数」が０日の割合は、小学校で 41%、中学校で 77%であり、１ヵ月に学校図書館以外の図書館で借りる冊数が０冊の割合は、小学校で 51%、中学校で 80%と、いずれも中学生になると急激に図書館離れをしていることがわかります。

これらの調査結果からは、年齢があがるにつれ１ヵ月に１冊も本を読まない児童・生徒の割合が増えるのは、生活の変化により読書の時間を生み出しにくくなることと、読みたい本がない、また、良い本との出会いがないことも大きな要因であることがわかります。

今後、中・高校生にとって読みたくなる本の情報提供や、中学校において学校図書館の環境改善などの取組が必要と考えます。

３　読解力の育成・言語力の涵養（かんよう）等に対する高まり

変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちにとっては、基礎的・基本的な

知識及び技能を習得すると共に、これらを活用して様々な課題に積極的に対応し、解決していく力を身に付けていくことが重要となっています。

平成 18 年に*経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）が 15 歳を対象に実施した「生徒の学習到達度調査（ＰＩＳＡ）」では、日本の子どもたちの科学的*リテラシーは、国際的に見て上位、数学的リテラシーはＯＥＣＤ平均より高得点のグループであるものの、平成 15 年調査と比較し、平均得点は低下しています。また、読解力は前回と同様にＯＥＣＤの平均と同程度であり、読解力の向上は引き続き課題となっています。そこで、国としては、今後、言語活動の充実を図る取組が必要であるという見解です。

ＰＩＳＡの結果に対する社会的関心が高まる中、すでに平成 17 年には、「文字・活字文化振興法」が制定され、その中に「学校教育における言語力の涵養（かんよう）のための施策を講ずるものとする」とされました。それを受け、学校教育法(第 21 条第 5 号)では、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されています。

さらに、新しい学習指導要領の中では、小・中・高等学校ともに、各教科（科目）等の指導に当たっては、児童・生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童・生徒の言語活動を充実することとしており、言語活動充実のための方策の一つとして、読書活動が不可欠であると考えられます。

４　第二次計画策定に向けて

本県では、平成 16 年１月に、当時の本県における子どもの読書離れの状況や「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定、国における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定等を踏まえ、「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」（以下「第一次計画」という。）を策定し、様々な活動に取り組んできました。

この取組により*「ブックスタート事業」など一定の成果を得られたものの、１ヵ月に１冊も本を読まない児童・生徒の割合は年齢が上昇するほど高くなるなど、引き続き取り組まなければならない課題も明らかになりました。

また、読解力の育成・言語力の涵養等の必要性が明らかになったこと、さらには第一次計画の取組期間が平成 16 年１月から概ね５年間であることから、第一次計画に基づく取組を検証し、成果と課題を明らかにするとともに、新たに発生した課題を整理しました。そして、本県における今後５年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組を示す新たな計画である「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」（以下「第二次計画」という。）を策定することとしました。

第２章　第一次計画の取組・成果と課題

Ⅰ　第一次計画の基本方針と方策の体系

第一次計画の取組を検証し成果と課題を明らかにするにあたり、第一次計画の本文中で示されている小柱を構成する具体的取組内容を、一つひとつの項目で評価をしました。

１　基本方針

（１）　子どもが読書に親しむための環境づくり
（２）　子どもが読書に親しむための機会の提供
（３）　子どもの読書活動推進のための体制の整備と社会的気運の醸成

２　方策の体系
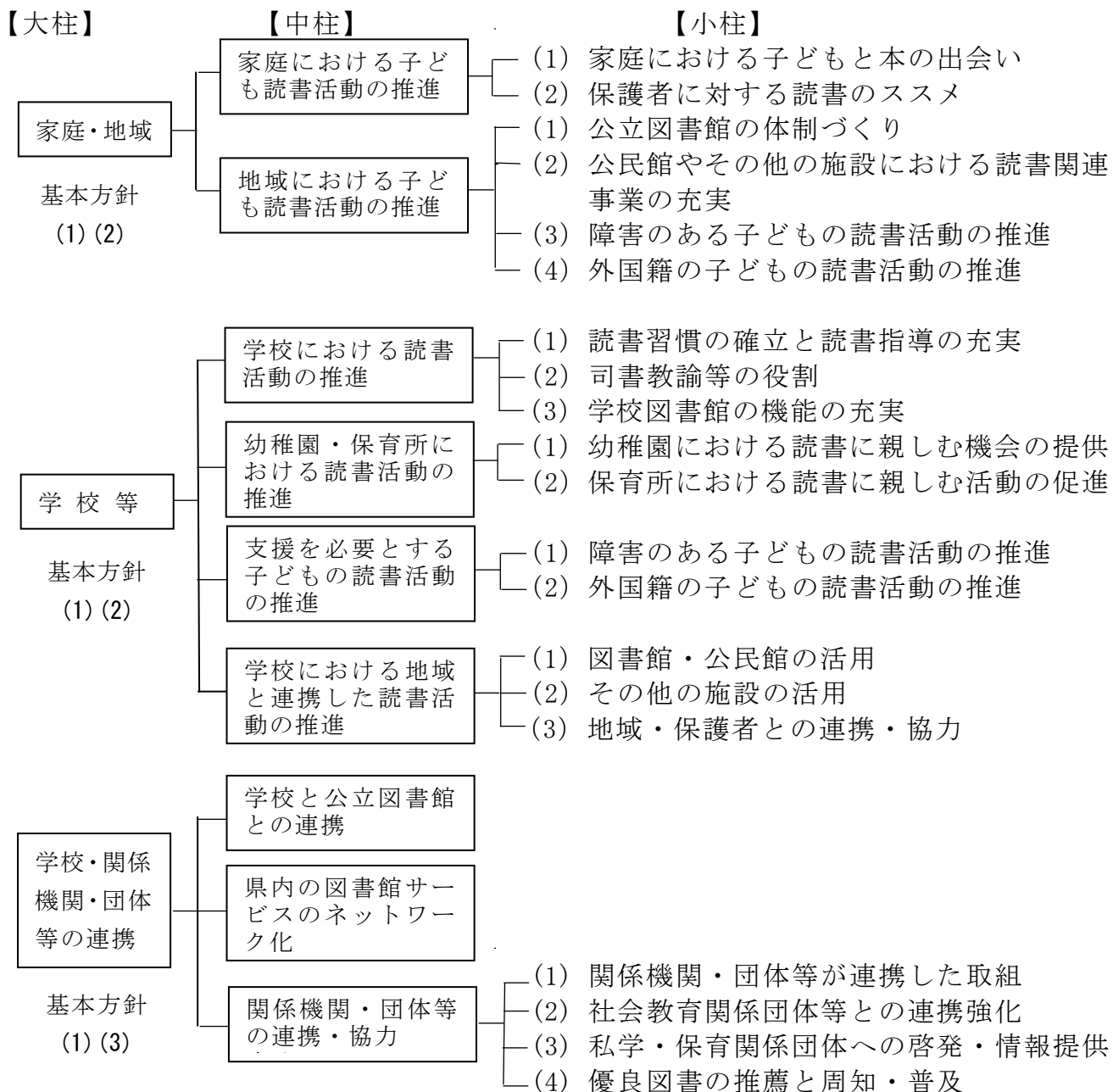
Ⅱ　第一次計画の検証

◇家庭・地域における子ども読書活動の推進

各家庭、市町村の実態に応じて次のような取組が行われています。その成果を共有し、取組の充実を図ります。

１　家庭における子ども読書活動の推進

（1）家庭における子どもと本の出会い

ア　「ブックスタート事業」の普及について

・　ブックスタート事業は、５年間で 33 市町村のうち、23 市町村が実施するまでになり、これは全市町村の約 70％にあたります。絵本にかえて絵本リストを配付する事業などを含めるとほとんどの市町村で行われています。
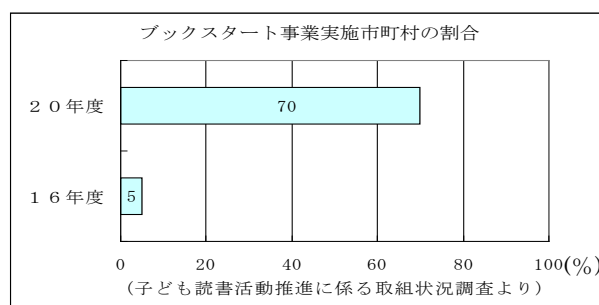
イ　読書活動の大切さの啓発について

・　「初めてお子さんを持った保護者のための読書ガイド」をはじめとして、検診時に親から子への読み聞かせ*の大切さを周知してきました。

（2）保護者に対する読書のススメ

ア　公立図書館等のサービスの充実について

・　公立図書館、公民館など様々な場所で、保護者が子どもの成長に合わせ良い本と出会い、親しむ機会を設けるために、保護者向け講座を開催してきました。

イ　保護者のための読書活動の啓発について

・　冊子「すこやか」、「ＰＴＡ活動のためのハンドブック」を配付すると共に、家庭教育情報番組「すこやかファミリー」の制作・放映やフォーラム、セミナー等を開催し、読書の大切さを周知してきました。

・　読書セミナーでは、保護者に本の素晴らしさを体験していただく読み聞かせの講座等を行ってきました。

・　ホームページ「かながわ読書のススメ」では、県で行っている事業の報告や市町村の取組の紹介を行ってきました。

【ホームページ：県教育委員会＞*PLANET かながわ＞かながわ読書のススメ】

２　地域における子ども読書活動の推進

（1）公立図書館の体制づくり

ア　発達段階に合わせた公立図書館の工夫について

・　児童コーナーや青少年コーナー等を設置し、世代に合わせた資料や本をそろえています。また、受験や就職、最近の人気ベストテン等の

コーナーも用意しています。

・　県立の図書館は、図書館をより身近に感じてもらうため、子ども向け催し物を実施し、市町村に情報を提供してきました。

イ　絵本の読み聞かせ、おはなし会、紙芝居等の取組について

・　県内の市町村図書館は、読書に親しむため、絵本の読み聞かせ、おはなし会、紙芝居などの取組を数多く行ってきました。
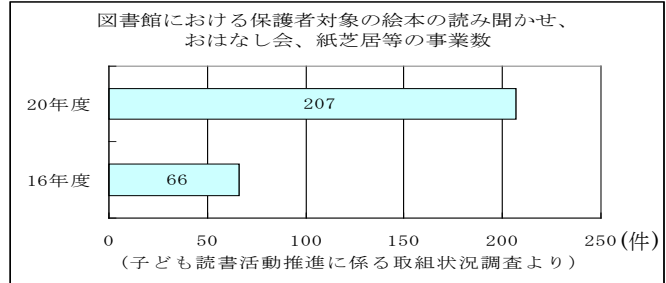
ウ 「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」の活用について

・　「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」には全市町村が参加しており、インターネットを通じて、県立の図書館と市町村図書館等の所蔵図書について横断的に検索を行ってきました。

・　参加館数は、平成 19 年度から横浜国立大学、東京工業大学が加わり、110 機関が参加しています。また、平成 20 年度の市町村図書館との相互貸借冊数は 10 万冊を超えました。
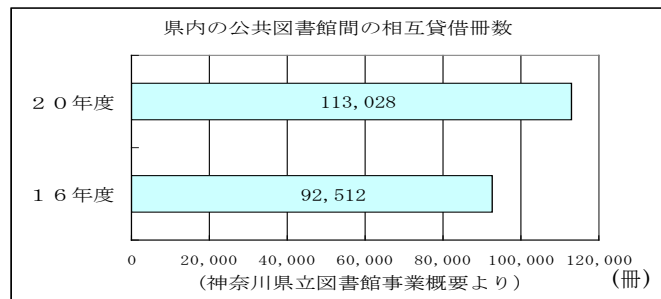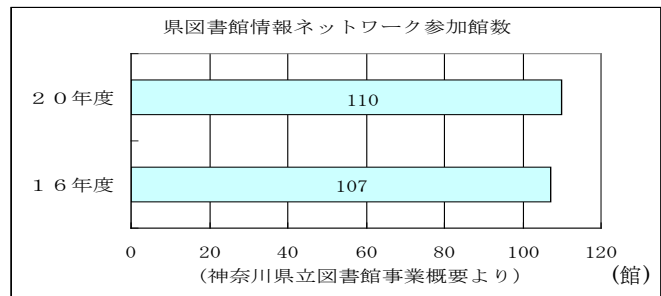
エ　公立図書館職員を対象とした子ども読書活動に関する研修について

・　県立の図書館は、*神奈川県図書館協会と連携し、市町村からの要望を受け、毎年開催している図書館職員研修会（年 11 回）の中で、子どもの読書活動推進に関係する実務的な研修を 4 回行ってきました。

オ　公民館や児童館などの施設と学校との連携について

・　市町村は、公民館や児童館などの広報や案内を学校に配付し、事業への周知や連携を図ってきました。

カ　博物館や美術館等の資料に関する情報提供の充実について

・　市町村図書館は、博物館や美術館などと連携を図り情報提供を行っています。また、博物館や美術館等の図書資料を「ＰＬＡＮＥＴかながわ」のホームページで紹介したり、他の図書館等に置いて情報提供をしてきました。【県のホームページに掲載（Ｐ４参照)】

(2) 公民館やその他の施設における読書関連事業の充実

ア　公民館や児童館、放課後児童クラブなどの環境づくりについて

- 　公民館施設 194 館（平成 19 年度）のうち 98 館が、図書室や図書コーナーを設置し、子どもが本を手に取りやすい環境づくりを推進してきました。

イ　公民館等の施設職員を対象とした研修会について

- 　県生涯学習支援者研修において「公民館における読書活動の推進」をテーマに情報提供等を行いました。また、地域住民のニーズの把握やプログラム作成の研修を行うことにより、読書活動の講座の企画・立案に生かしています。

ウ　ボランティア活動の推進など読書活動推進に関する事業を実施するよう公民館等の施設や関係団体へはたらきかけることについて

- 　公民館では、読み聞かせボランティア研修や朗読体験講座などを開催してきました。

(3) 障害のある子どもの読書活動の推進

ア　障害のある子どもが市町村図書館や公民館の施設を活用することについて

- 　市町村図書館や公民館は、視覚障害のある子どもに対応しています。また、問い合わせがあれば、専門機関の神奈川県ライトセンター（Ｐ24 参照）と連携して対応してきました。
- 　平成 16 年度には、7 市町の図書館が、図書館司書やボランティアと協力して、*点字本の貸出、おはなし会、布絵本の購入、読み聞かせテープの作成などを進めました。また、平成 19 年度には、10 市町の図書館で、特別支援学級への団体貸出（学級単位での貸出）、*特別支援学校へのおはなし会の出前などの取組が行われています。しかし、このような取組は、県全体で 30％に満たない状況です。

(4) 外国籍の子どもの読書活動の推進

ア　外国籍の子どもが読書に親しめるよう関係機関等へはたらきかけることについて

- 　母語による本の紹介や本の整備を進めて、外国籍の子どもが読書に親しむ居場所づくりを進めてきました。しかし、近年、アジア諸国を中心に、外国につながる子どもたちが増え、一人ひとりへの対応が難しくなりました。
- 　平成 16 年度には、10 市町の図書館が外国語絵本の購入と貸出などを行いました。また、平成 19 年度には、11 市町の図書館が同じような取組を行っています。しかし、このような取組は、県内市町村図書館の約 30％にとどまっています

◇ 学校等における読書活動の推進

小・中・高等学校・特別支援学校の教育内容の違いや、各市町村の実態に 応じて次のような取組が行われています。その成果を共有し、取組の充実を図ります。

1　学校における読書活動の推進

(1) 読書習慣の確立と読書指導の充実

ア　読書に親しむ態度や読書習慣を確立することについて

・　各教科等のねらいに応じて読書を有効に活用してきました。例えば、*ブックトークや*アニマシオンをとおして、児童・生徒が主体的に課題解決を図る学習活動を実践するなどして本に触れる機会を増やし、読書習慣の確立と読書指導の充実を図っています。

イ　児童・生徒の読書習慣の形成について

・　小・中学校ともに、*一斉読書（朝の読書活動等）の取組を行う学校が増えてきました。「子どもたちの読書量が増えた」「朝の読書活動を行うことで、落ち着いて授業を始めることができた」等の成果があります。高等学校でも一斉読書の取組を行う学校が少しずつ増えてきました。
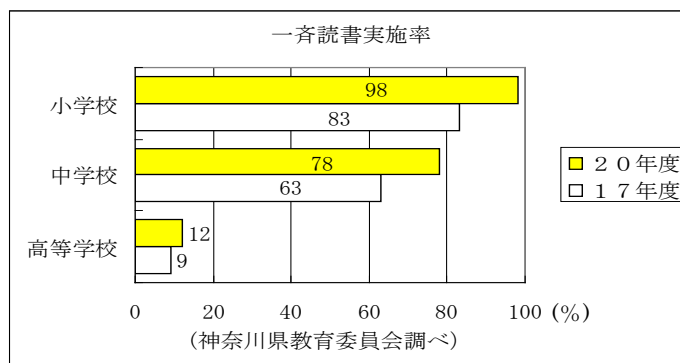
ウ　指導方法の工夫・改善に向けた研修や効果的な取組等について

・　小・中・特別支援学校では、司書教諭を対象に資質向上を目的とした研修講座を開催してきました。内容は、読み聞かせ等の講師を招いての講演会、顕著な取組を行っている学校による事例発表、学校図書館資料等を用いた実技演習、各学校での取組等の情報交換などです。

・　高等学校では、司書教諭を対象にした協議会を開催し、読書活動についての実践事例発表や講演等を行い、読書活動の取組について情報の共有や知識を深め、各校における取組の充実を図りました。

エ　*「神奈川子ども読書 200 選」の活用について

・　発達の段階に応じた読書活動の資料として、平成 16 年度に「神奈川子ども読書 200 選」を作成し、幼稚園・小・中学校に配付しました。子どもたちに薦める本の資料を作成している市町村教育委員会や学校もあります。

【県のホームページに掲載（Ｐ４参照）】

オ　各教科等における学校図書館の利用について

・　学習・情報センター、読書センターとしての機能を生かして、観察・実験、レポートの作成、論述など、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動の充実を図ってきました。

(2) 司書教諭等の役割

ア　司書教諭の役割等についての理解を図り、教職員の協力体制の確立や校務分担上の配慮などの工夫をすることについて

・　司書教諭は、12 学級以上の学校に置くことが義務づけられています。11 学級以下でも司書教諭を置いている学校もあります。教職員の協力体制の確立、校務分担上の配慮については、各学校の規模等の実態に応じて工夫されていますが十分とはいえない状況もあります。

・　小・中学校では、司書教諭をサポートするために、公費で図書整理員等を配置している市町村もあります。また、保護者等の学校図書館ボランティアや児童・生徒の委員会活動の充実など、司書教諭は*コーディネーターとしての役割ももっています。
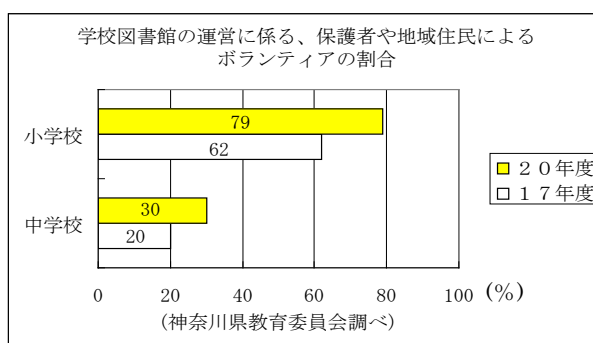
・　高等学校では、学校図書館の運営や読書活動の推進に携わる学校司書と司書教諭を配置しています。学校司書は司書教諭と連携し、他の教職員と協力しながら学校図書館の運営や、読書活動の推進に取り組んできました。

イ　司書教諭の活用に向けた司書教諭講習について

・　県教育委員会は、司書教諭の資格取得のための講習を平成 10 年度から平成 17 年度まで開催し、12 学級以上の学校数の 2 倍の有資格者を養成しました。
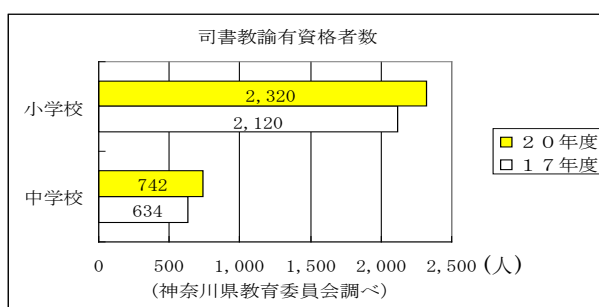
その後、資格取得に向けて講習を開催している大学との連携により、継続して養成に努めてきました。

司書教諭有資格者数

小学校　２０年度 2, 320　１７年度 2, 120

中学校　２０年度 742　１７年度 634

0　500　1, 000　1, 500　2, 000　2, 500 (人)

(神奈川県教育委員会調べ)

(3) 学校図書館の機能の充実

ア　学校図書館を活用した授業実践及びその効果を紹介するなど、授業に役立つ情報の提供をとおして読書活動を支える校内体制の充実に努めることについて

・　小・中学校では、司書教諭をはじめとする教職員や保護者等の学校

図書館ボランティア等の創意工夫により、授業で活用できる学校図書館づくりを推進してきました。例えば、授業の単元に応じた資料コーナーの設置や公立図書館からの団体貸出の利用などです。

- 県立高等学校では、学校司書や司書教諭などが中心となって、授業に活用できる図書の購入を行ったり、授業に役立つ情報を紹介したりしてきました。

イ　児童・生徒の主体的・自発的な活動を支える実践的な取組の紹介と活動の充実について

- 読書週間（10 月 27 日〈文字・活字文化の日〉から 11 月 9 日までの２週間）や*子ども読書の日（４月 23 日）に合わせた児童・生徒の主体的な取組を紹介したり、本の紹介などを行ってきました。
- 県立高等学校では、県立の図書館と連携・協力を行う中で、資料の貸出や*レファレンスサービスを受けることにより、図書館サービスの充実を図ってきました。

２　幼稚園・保育所における読書活動の推進

（1）幼稚園における読書に親しむ機会の提供

ア　幼稚園が読書環境を整えるような支援について

- 公立の幼稚園は、多くの園で絵本の読み聞かせなどの読書活動に取り組んできました。

（2）保育所における読書に親しむ活動の促進

ア　年齢や発達の段階に応じた読書に親しむ活動の促進について

- 保育士が読書活動に対して理解を深め、読み聞かせボランティア等の協力を得ながら、多様な取組を工夫してきました。

３　支援を必要とする子どもの読書活動の推進

（1）障害のある子どもの読書活動の推進

ア　教科指導や日常の指導など様々な機会を利用した教職員による児童・生徒への読み聞かせの推進について

- 特別支援学校及び特別支援学級などにおいて、生活や学習の中で、子どもの発達段階に合わせた読書指導を行ってきました。

イ　児童・生徒による本の紹介などの読書活動の取組について

- 児童・生徒の図書委員会活動で、朝会や昼の放送で本の紹介や図書館の案内を行っている学校があります。

ウ　点字本や*拡大本の活用も含めた公立図書館の利用方法の啓発について

- 特別支援学校では、ニーズに応じた読書活動の推進に取り組んでいます。例えば、視覚障害のある子どもたちや視覚障害者に対する、点字本や*デイジー本（ＣＤ）、拡大本、音の出る本の活用などです。ま

た、音訳ボランティアを養成し、読みたい本をデイジー化する取組を行っています。
・　今後は、子どもや保護者に対し、点字本や拡大本の活用も含め、公立図書館の利用の啓発を進めることが課題です。

(2) 外国籍の子どもの読書活動の推進
ア　児童・生徒の実態に即した本の紹介や読書の指導について
・　外国につながる子どもたちに即した本の紹介や読書指導を行うなどの取組が見られました。

イ　学校図書館の図書選定や図書サービスのあり方について
・　今後は、学校図書館の図書選定について、公立図書館等と連携を図るなど、外国につながる子どもたちの読書環境を整えることが課題です。

４　学校における地域と連携した読書活動の推進
(1) 図書館・公民館の活用　（関連⇒Ｐ11　１　学校と公立図書館との連携）
ア　読書環境向上のための公立図書館や公民館の活用について
・　学校と公立図書館との間で、図書資料の貸出や搬送、レファレンスサービスなどが行われてきました。
・　市町村図書館から年間や学期ごとに団体貸出を行い、学校において公立図書館の本が読めるようになってきました。
・　教科等の年間計画に基づいて、学校は学習内容に応じた団体貸出を行ってきました。
・　公民館等で登録しているボランティア団体が、学校で読み聞かせボランティアとして活動してきました。

(2) その他の施設の活用
ア　その他の施設（美術館・博物館等）の有効な活用について
・　子どもを対象にしたイベント等をとおして、豊かな体験活動を踏まえた読書活動の推進を図ってきました。

(3) 地域・保護者との連携・協力
ア　「朝の読書活動」などにおける本の読み聞かせについて
・　保護者や地域の方が来校して子どもたちに読み聞かせを行うなどの連携も行われてきました。
（関連⇒Ｐ７　１（１）イ児童・生徒の読書習慣の形成について）

イ　学校図書館の環境整備について
・　学校によって、保護者や地域のボランティアの方が、図書の修理や書架の整理、図書紹介コーナーの設置や飾り付けなど、学校図書館の環境整備を進めてきました。（関連⇒Ｐ８（３）学校図書館の機能の充実）

◇　学校・関係機関・団体等が連携した子ども読書活動の推進

１　学校と公立図書館との連携

ア　図書館と公立学校との連携について

・　多くの小学校では、児童に対して市町村図書館と連携した図書指導を行ってきました。また、年間や学期ごとに市町村図書館から団体貸出を行い、学校において市町村図書館の本を読めるような取組もあります。また、市町村図書館は、小・中学校に、各教科で活用できる図書資料の検索の支援を行ってきました。

・　県立高等学校では、県立の図書館との連携・協力事業を展開しています。平成 19 年度には、県立高等学校の約 9 割にあたる 140 校が参加し、貸出冊数は 1,500 冊を超え、レファレンスサービスは、156 件の利用がありました。
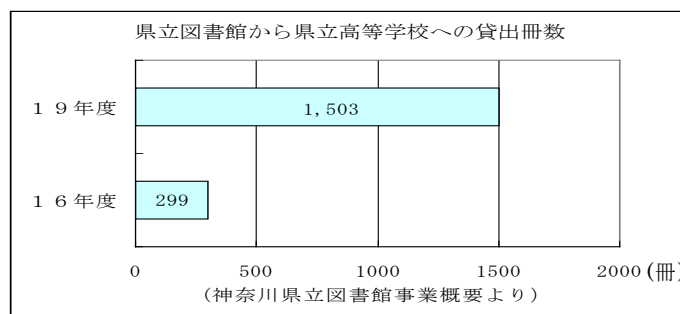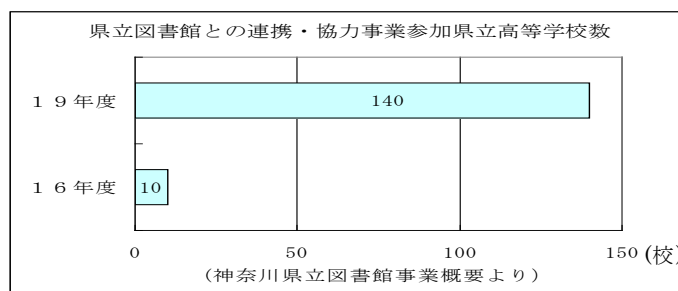
２　県内の図書館サービスのネットワーク化

ア　所蔵図書を効率よく提供するためのシステムについて

・　県内の公立図書館等との相互貸借や問い合わせを行う「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」を通じて、図書館サービスの充実が図られました。(関連⇒Ｐ５　２（1）ウ「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」の活用について)

３　関係機関・団体等の連携・協力

（1）関係機関・団体等が連携した取組

ア　「子ども読書活動推進フォーラム」の開催について

・　平成 16 年度から平成 20 年度まで、関係機関（神奈川近代文学館やはまぎん産業文化振興財団等）と連携し、読書活動の実践紹介を行う子ども読書活動推進フォーラ

＜子ども読書活動推進フォーラムの講師一覧＞（敬称略）

年度	講　師	年度	講　師
16	児童文学者 三木卓	19	絵本作家 なかえよしお
17	絵本作家 浜田佳子	19	児童文学作家 中川李枝子
18	作家 きむらゆういち	20	児童文学作家 戸田和代
18	絵本作家 かこさとし	20	児童文学者・金子みすゞ記念館館長 矢崎節夫

ムを８回開催しました。講演の他に、詩の朗読、実践発表、読み聞かせのポイントなど読書活動の参考となる内容を取り上げ、社会的な気運の醸成を図りました。

イ　「モデル地区」を指定し、家庭・地域・学校等が連携・協力して読書活動を推進するための環境づくりについて
・　モデル地区等で地域に応じた先進的な読書活動に取り組み、各教育事務所主催の研修事業をとおし、広く周知しました。

＜３年間のモデル地区＞

年度	湘南三浦	高　相	中	足柄上	足柄下	愛　甲	津久井
16	逗子市 (小坪地区)	大和市 (緑野地区)	大磯町 (大磯地区)	松田町 (全町)	小田原市 (酒匂中学校区)	愛川町 (愛川東中学校区)	津久井町 (青野原地区)
17	同　上	海老名市 (上星小学校区)	平塚市 (神田地区)	同　上	湯河原町 (湯河原中学校区)	同　上	同　上
18	同　上	座間市 (ひばりが丘小学校区)	伊勢原市 (全市)	中井町 (全町)	箱根町 (湯本地区)	同　上	

(2) 社会教育関係団体等との連携強化

ア　情報提供や啓発について
・　県では、ＰＴＡ指導者研修会(セミナー)で、読書活動の重要性や取組について啓発を行っていますが、団体の活動に至るまでの啓発は十分とはいえませんでした。

(3) 私学・保育関係団体への啓発・情報提供

ア　私学に対する読書活動についての啓発・情報提供について
・　私学関係団体に対し、県が主催する研修会やフォーラムなどの情報提供を行ってきました。

イ　保育所における読書活動の啓発について
・　県が主催する各地区研修会においても参加を呼びかけてきました。

(4) 優良図書の推薦と周知・普及

ア　神奈川県児童福祉審議会が推薦する優良図書を、県内の各学校、書店、関係機関等に広く周知することについて
・　神奈川県児童福祉審議会が推薦する優良図書を県内の各学校や書店、関係機関に周知し、継続的な普及に努めました。
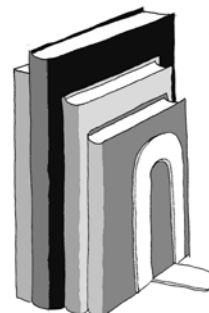
◇ 第一次計画の成果と課題

平成16年度からの約5年間で、各市町村における読書活動推進計画の策定も増え、家庭・地域・学校でそれぞれが担うべき役割を認識し、積極的に読書活動を推進してきました。

＜読書活動推進計画の市町村策定数＞

〈神奈川県教育委員会調べ〉

年度	16	17	18	19	20
市町村数	6 /37 （16%）	11/37 （29%）	18/35 （51%）	24/33 （72%）	27/33 （81%）

注）市町村合併により母数が変化しています。

1　成果

県の３つの基本方針に基づいて取組を行った結果、大きな前進が見られました。

家庭・地域	・　「ブックスタート事業」の普及 ・　発達段階に合わせた図書館の工夫 ・　絵本の読み聞かせ、おはなし会、紙芝居等の取組 ・　「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」の活用 ・　公立図書館職員を対象とした子ども読書活動に関する研修
学校等	・　司書教諭の活用に向けた司書教諭講習 ・　幼稚園が読書環境を整えるような支援 ・　年齢や発達の段階に応じた読書に親しむ活動の促進 ・　小学校の「朝の読書活動」における本の読み聞かせ
学校・関係機関・団体等の連携	・　所蔵図書を効率よく提供するためのシステム ・「子ども読書活動推進フォーラム」の開催 ・「モデル地区」を指定し、家庭・地域・学校等が連携・協力して読書活動を推進するための環境づくり ・　神奈川県児童福祉審議会が推薦する優良図書を、県内の各学校、書店、関係機関等に広く周知すること

２　取組はあるが継続したい課題

今後５年間の取組に欠かすことができない、継続を必要とするものも見えてきました。

家庭・地域	家庭における子どもと本の出会い ・　「ブックスタート事業」の普及 ・　保護者のための読書活動の啓発 公立図書館の体制づくり ・　発達段階に合わせた公立図書館の工夫
【取り上げた理由】 ・　幼児期から読書に親しむことは、大人につながるという点で重要であり、また、親が子に語りかけることの大切さという視点も必要であるため。 ・　保護者が本を読む姿を子どもに見せることは大きな効果があり、大人自身が活字離れの傾向にあることも合わせると、今後も必要であるため。 ・　公立図書館や図書室等は、各種コーナーを設置するなど、今後も発達段階に合わせた図書館の工夫が必要であるため。	

<table>
<tr><td>学校等</td><td>読書習慣の確立と読書指導の充実
・　読書に親しむ態度や読書習慣の確立
・　児童・生徒の読書習慣の形成</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取り上げた理由】
・　新学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が示されているため。
・　小・中学校において一斉読書の取組は多く行われているものの、高等学校では、まだ十分とはいえない。また、質的な向上を含め今後さらに取組を充実させ、読書習慣の形成を図る必要があるため。</td></tr>
<tr><td>学校・関係機関・団体等の連携</td><td>学校と公立図書館との連携
・　図書館と公立学校との連携
県内の図書館サービスのネットワーク化
・　所蔵図書を効率よく提供するためのシステム</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取り上げた理由】
・　学校と公立図書館とは、現在も連携した取組が見られるが、子どもの活動の幅を広げるためにも、今後さらに連携を強化し、多岐にわたって活性化を図る必要があるため。
・　ネットワークを活用した、公立図書館資料の利用をさらに関係機関にはたらきかける必要があるため。</td></tr>
</table>

３　取組が十分でない課題

５年間の取組結果の検証から、取組が十分でなかった課題が明らかになりました。

家庭・地域	・　障害のある子どもが市町村図書館や公民館の施設を活用すること ・　外国籍の子どもが読書に親しめるよう関係機関等へはたらきかけること
学校等	・　教職員の協力体制の確立や校務分担上の配慮などの工夫をするとともに司書教諭の役割等について理解を図ること ・　学校図書館を活用した授業実践及びその効果を紹介するなど、授業に役立つ情報提供をとおして校内体制の充実に努めること ・　障害のある子どもの読書活動における点字本や拡大本の活用も含めた学校図書館の利用方法 ・　外国籍の子どもの読書活動における学校図書館の図書選定や図書サービスのあり方
学校・関係機関・団体等の連携	・　社会教育関係団体等との連携強化における情報提供や啓発

４　想定できなかった新たな課題

第一次計画の中では、想定できなかった状況として、様々な新しいメディアが出現するなど、子どもを取り巻く環境が変わり、子どもにとって興味・関心を引くものが数多く存在するようになったことが挙げられます。

そうした中で、読書が苦手な子どもにとっては、従来の読書を勧める方法だけでは、本を読む状況が生まれにくいという課題が出てきました。
現在、インターネット、携帯電話、漫画本等によって読書の形態は拡がりつつあります。このようなメディアによる読書効果は否定するものではありませんが、今回の計画では、本（紙媒体の文字・活字）が持つ創造力や知性・感性をより豊かに高める効果を中心に据え推進していくこととしました。
そして、これまで述べてきたように、第一次計画の具体的な取組を一つひとつ検証し、引き続き取り組まなければならない課題と新たに見えてきた課題も併せて整理し、11 本の項目にまとめ、第二次計画の体系としました。

５　第二次計画の 11 の施策

１　子どもと保護者が共に進める読書活動の展開

「ブックスタート事業」の取組は、多くの市町村で行われています。これは、本を介してコミュニケーションを図るという、子どもにとっても保護者にとっても意義深いものです。さらに、保護者が自ら本を読む姿を子どもに見せるということも、子どもの読書への勧めを促します。
そこで、読書習慣が身に付くよう、子どもと保護者が家庭の中で、互いに読書活動を進めていきます。

２　県立の図書館から市町村図書館への支援

今後のさらなるニーズの高まりに応えるため、ネットワーク化による互いの連携の充実を図る必要があります。また、県立の図書館は、市町村図書館への指導・助言や研修の充実も引き続き必要です。
そこで、県立の図書館から市町村図書館への支援を進めます。

３　公立図書館の機能の充実

公立図書館においては、各コーナーの設置の工夫、世代に合わせた資料や本の提供など、より一層の充実を図ります。
そこで、公立図書館の機能の充実がより一層進むようはたらきかけます。

４　公民館やその他の施設における読書関連事業の充実

公民館施設は、194 館のうち 98 館が図書室や図書コーナーを設置し、子どもが本を手に取りやすい環境づくりを行いました。
そこで、引き続きこの取組を進めます。また、児童館や放課後児童クラブでも、同様な環境づくりを進めます。

５　支援を要する子どもへの配慮

障害のある子どもの市町村図書館利用は、十分とはいえません。また、

外国につながる子どもにとって、母語による本を読む環境が十分整っているとはいえません。

そこで、このような配慮を要する子どもにとって、地域や学校において十分な読書活動を行えるような環境づくりを進めます。

6　読書習慣の形成と読書指導の充実

新学習指導要領では、学校教育において、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、各教科等において言語活動の充実を重視しています。そのためには、読書習慣の形成や読書に親しむ態度を養うことは必要不可欠な要素です。

そこで、学校において、読書習慣の形成と読書指導の充実が図られるようはたらきかけます。

7　司書教諭等の役割と教職員の協力体制の構築

小・中学校では、司書教諭の校務分担上の位置付けはされていますが、その役割は、必ずしも十分果たされているとは言いがたい状況です。

そこで、今後は、教職員との協力体制を進め、情報提供などを行うとともに学校図書館ボランティアの導入の推進を図ります。

8　学校図書館の機能の充実

現在、小・中学校の学校図書館の開館時間の確保や、環境づくりという点において、人材不足などの理由により、ほとんどの学校で十分に行われている状況とはいえません。

そこで、地域の協力を得て、学校図書館ボランティアを導入し、いつでも行ける学校図書館づくりを進めます。

9　幼稚園・保育所等における読書に親しむ機会の提供

ほとんどの幼稚園・保育所等では、読書活動に取り組んでいます。

そこで、幼児期における読書活動は大変重要なため、引き続き活動を進めます。

10　公立図書館と学校等との連携

学校と公立図書館との連携において、各教科資料の活用やレファレンスサービスなどが進んできていますが、学校図書館の活性化、また、図書選定において子どもの興味・関心を広げていくためにも、今後さらに取組の強化が必要となります。

そこで、公立図書館と学校との連携をより一層進めます。

11　関係機関・団体等の連携・協力

ＰＴＡ団体・私立学校・保育所においても、読書活動の重要性や取組について啓発活動や情報提供を行っていきます。また、引き続き神奈川県児童福祉審議会が推薦する優良図書を広く周知し、継続的な普及に努めます。

第３章　第二次計画の基本方針・体系

１　第二次計画の基本方針

この推進計画は、次の３本の基本方針により子どもの読書活動の推進をめざします。

◇ 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもがいろいろな場や機会をとおして本との出会いができるようにするため、 家庭・地域・学校等のそれぞれの場において、子どもが本と出会い、親しむことができるような環境づくりに努めます。

◇ 子どもが読書に親しむための機会の提供

日常生活において子どもが読書に親しむために、家庭にあっては、保護者がコミュニケーションの一助として、また、幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校等にあっては、教科、領域を含め、全園・全所・全校的に行う読書活動として、さらに、市町村図書館や公民館にあっては、地域住民の読書活動の支援事業として、それぞれの教育機能の特性を生かした取組を推進するようはたらきかけます。

◇ 子どもの読書活動推進のための体制の整備と社会的気運の醸成

すべての子どもが、自主的にいつでもどこでも読書活動を行い、豊かな心をはぐくむことができるよう、今後も県の推進体制を整備します。

また、計画の効果的な推進に向けて、関係機関や団体等との連携・協力のもと、様々な機会をとおして啓発活動を充実させることにより、社会的な気運の醸成に努めます。

２　取組の期間

策定から概ね５年間

３　推進体制

(1)　神奈川県の取組

○　社会教育関係団体や学校関係者、地域のボランティア、行政関係者、読書活動に関っている民間団体などから構成される「神奈川県子ども読書活動推進会議」を中核として、第二次計画に基づく施策の推進と気運の醸成を図るための啓発活動や効果的な読書活動の推進について研究・協議を行います。

○　県は、市町村の支援を行うとともに、県立学校や私立学校等における読書活動の充実が図られるよう、様々な機会を活用した啓発を行ったり、優れた事例の紹介や発表の機会を提供したりしていきます。

○　県内の子どもが、いつでもどこでも自主的に読書に親しむことができるよう、県と市町村が相互に連携し、子どもにとってより良い読書環境づくりと社会的な気運の醸成に努めます。

○　「国民読書年」*（2010 年）、「子ども読書の日」（毎年４月 23 日）を中心とした読書活動の普及・啓発を行います。

（2）　市町村との連携強化

○　市町村と連携して作成した「第二次計画」に基づき、市町村における子ども読書活動推進計画を策定するようはたらきかけます。また、市町村の読書担当者との連携を一層図ります。

＜努力目標　市町村＞
子ども読書活動推進計画の策定率　８１％ ⇨ １００％

○　市町村の特色に応じた取組を進めるとともに、家庭・地域・幼稚園・保育所・小・中学校等における関係機関・団体等との連携・協力を積極的に進め、読書活動のための支援を行います。

（3）　民間団体との連携・協力

○　読書活動の意義や重要性を学ぶ機会が増えるよう、ＰＴＡ団体やＮＰＯ団体等の関係機関との連携を図ります。

○　活動の場を増やすために、市町村や市町村図書館・公民館等の社会教育施設職員に対し、ボランティアの育成に努めるようはたらきかけます。

○　関係団体等で開催される研修や講演会、団体の実践活動などを県のホームページや「ＰＬＡＮＥＴかながわ」に掲載し、情報提供や活動の場を提供します。

４　第二次計画の体系

わくわく！どきどき！　本は、わたしのともだち

～読書の10(じっ(じゅう))分間　充(じゅう)分な心の栄養　充(じゅう)実した時間～

第２章の検証に新たな課題も含め、11項目の小柱に整理しました。
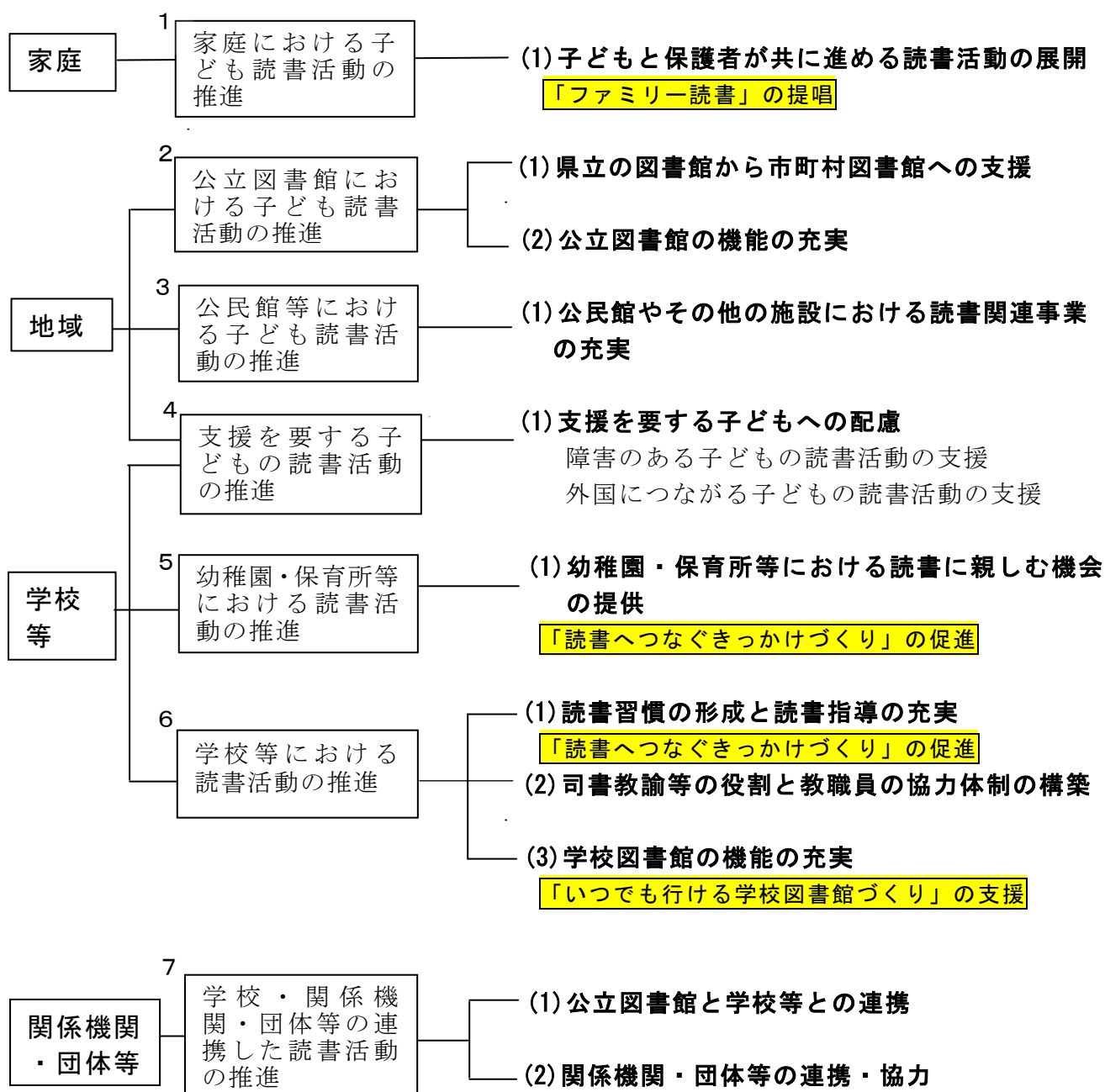
第４章　第二次計画の方策

◇　*家庭における子ども読書活動の推進*

１　家庭における子ども読書活動の推進

【めざすもの】

学校における読書だけでなく、家や図書館において読書を進め、家族で本を読み合ったり、読み聞かせを行ったり、読後の感想を出し合ったりしながら読書に興味や関心をもつ子どもをめざします。

保護者が自ら本に親しむなど、大人の読書活動を推進するとともに、10 分間の親子の読書活動を進めます。

読書の 10(じっ(じゅう)) 分間　充(じゅう)分な心の栄養　充(じゅう)実した時間

【取組の方向】

（1）子どもと保護者が共に進める読書活動の展開

「ファミリー読書」の提唱

★　県教育委員会が進めるファミリー・コミュニケーションの日*である「毎月の第 1 日曜日」を「ファミリー読書の日」とし、家族で図書館へ行くなど、ファミリー読書を奨励し、本を介して親子のコミュニケーションを図っていきます。

★　県内のＰＴＡ団体や読書関係団体と連携し、団体の重要な取組に掲げてもらい、家族で過ごす「ファミリー読書」の重要性を啓発していきます。

○　子どもが借りてきた本を読んだり、読み合ったりしながら、子どもの心に共感するとともに、保護者も読書を楽しんでいる姿を見せるよう啓発していきます。

○　市町村におけるブックスタート事業の普及を図るため、発達の段階に応じた「おすすめブックリスト」を提供し、親子がよい本と出会えるよう啓発していきます。

【事例】　　**～ブックスタート事業～**

横須賀市では、年間６つの会場で、96 回のブックスタート事業が行われています。

市内４館の図書館の職員１～２名と、登録約 50 名の読み聞かせボランティアに協力していただき、こども健康課と図書館は頻繁に連絡を取り合うようになりました。ブックスタートに関する様々な情報は、図書館を結ぶオンライン・ネットワーク上の共有ファイルに保存して、各館の担当者がいつでも閲覧できるようにし、情報を共有しています。図書館では、専門性を生かしながら子どもたちの成長を長い目で見守ろうと市内すべての幼稚園・保育所・小学校・中学校にブックリストを作成して配付する取組を行っています。

◇　地域における子ども読書活動の推進

２　公立図書館における子ども読書活動の推進

【めざすもの】

　公立図書館は、子どもにとって身近な居場所であり、豊富な蔵書に囲まれ、読書が楽しめる場所でもあります。
　市町村図書館は、保護者や教職員から読書活動に関するレファレンスを受け、読み聞かせやおはなし会の実施、読書関係団体への支援や連携など、読書活動を普及・啓発します。
　特に、民間ボランティア団体に対する取組の支援や養成を行いながら、学校と連携し、学校図書館の整備・充実等を図ります。

【取組の方向】

(1) 県立の図書館から市町村図書館への支援

○　県立の図書館では､神奈川県図書館情報ネットワーク･システム（P22参照）を運営し､県域での公立図書館間の情報及び物流のネットワークを提供するとともに、さらに、市町村図書館との貸借及びレファレンス、研修などを充実します。

○　県立の図書館では、市町村の図書館職員を対象に、読書活動についての幼児・児童・青少年サービスに関する研修を行い、子どもや保護者への助言や指導を充実します。

(2) 公立図書館の機能の充実

○　図書館には、豊富な図書資料があることが重要です。市町村図書館の整備について、国による財源措置がなされています。市町村が児童図書の計画的な整備に努めるようはたらきかけます。

○　市町村図書館が、県作成のテキスト「ボランティアのすすめ」を活用しながら、学校図書館ボランティアの養成や資質向上の研修に努めるようはたらきかけます。

○　市町村図書館において、来館者が利用できるインターネット接続コンピュータが設置されるようはたらきかけます。

○　公立図書館において、子どもの読書活動に関する情報コンテンツをホームページに掲載したり、*メールマガジンの発行やインターネットを活用したりして、読書に関わる情報発信が充実するようはたらきかけます。

＜努力目標　市町村図書館＞

	現状		目標
来館者用コンピュータ設置率	**４７％**	⇨	**７０％**
図書館のホームページ開設率	**９５％**		**１００％**

○　*放課後子どもプラン推進事業により実施されている放課後子ども教室・放課後児童クラブ等における活動や、*学校支援地域本部事業における学校支援の活動等へ、図書ボランティア等の協力が得られるよう市町村図書館にはたらきかけます。
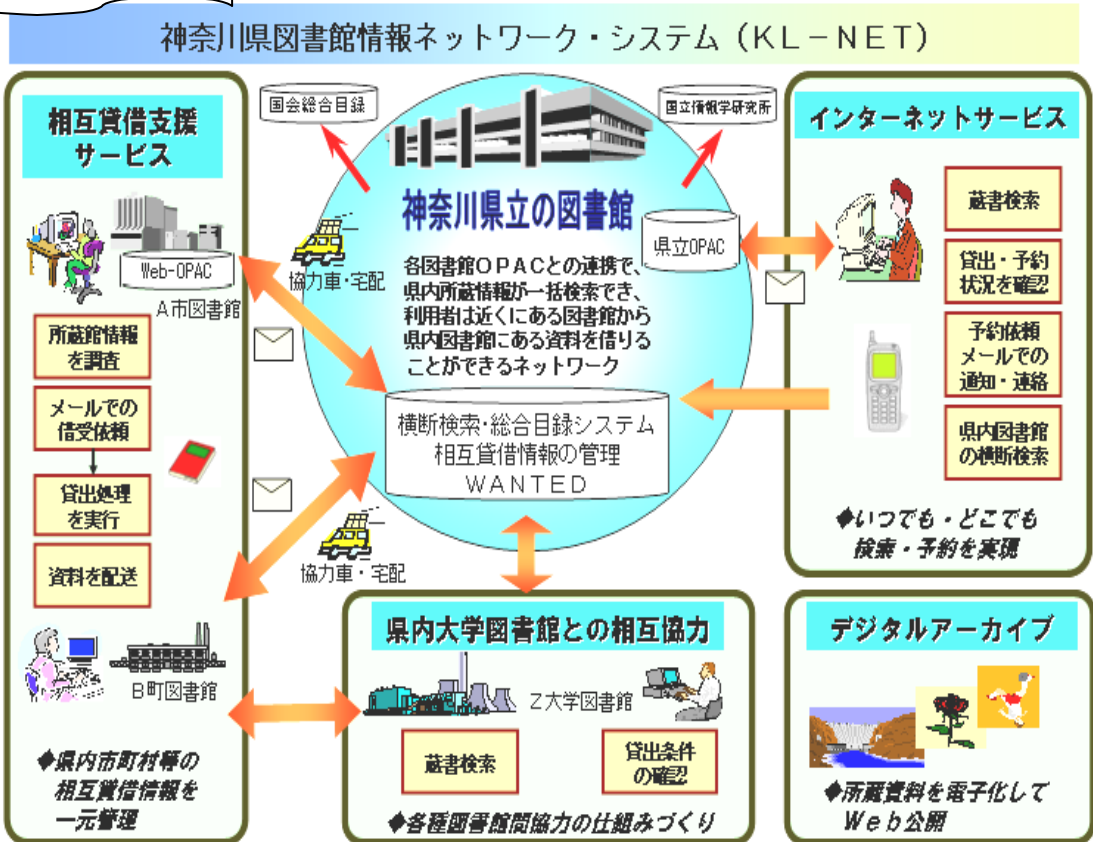
３　公民館等における子ども読書活動の推進

【めざすもの】

公民館は、子どもにとって身近な居場所であり、様々な体験活動ができる楽しい場所です。様々な体験活動から読書へのきっかけづくり等へつなげていきます。

【取組の方向】

（1）公民館やその他の施設における読書関連事業の充実

○　公民館や児童館等で実施している事業において、図書ボランティアを活用し、図書コーナーを設置したり、読み聞かせをしたりするなど、読書に親しむ環境づくりを進めるようはたらきかけます。

○　公民館職員を対象にした研修会等で、読み聞かせボランティアの技法研修やお話し会体験講座等を取りあげるようはたらきかけます。

【事例】　　　～秦野市立南公民館の取組～

秦野市立南公民館では、「公民館を本と人との出会いの場所に」をコンセプトに、月刊紙「図書室通信」を発行し、企画展のお知らせや公民館の利用者から寄せられた本の感想等を掲載してきました。

毎月２回（いずれも水曜日）、親子を対象として絵本の読み聞かせ「おはなしあいさつ会」を開催しています。公民館の図書室の小学生ボランティアとして、小学４～６年までの子どもたちが「レインボーブックくらぶ」を立ち上げ、本の整理や紹介、お話し会などの活動をしてきました。

４　支援を要する子どもの読書活動の推進

【めざすもの】

障害のある子どもや外国につながる子どもの読書活動を推進するために、それぞれのニーズに応じて効果的な支援を受けられるような配慮をします。

【取組の方向】

(1) 支援を要する子どもへの配慮

①　障害のある子どもの読書活動の支援

（地域）

○　市町村が行う、障害のある子どもたちに向けた布の絵本、さわる絵本、拡大本や音声による本、字幕入りＤＶＤ等の整備の促進を図ります。

○　神奈川県ライトセンター（設置：神奈川県　指定管理者：日本赤十字社）が提供している図書の相互貸借システムによる図書の充実や、障害のある子どものための郵送等による、貸出サービスの利用の普及を促進します。

紹介します

（日本赤十字社）神奈川県ライトセンター

問い合わせ先（横浜市旭区二俣川１－80－2
代表　電話 045-364-0023　　ﾌｧｸｼﾐﾘ 045-364-0027）

図書館サービス

点字と録音による図書や雑誌の貸出・閲覧を行っています。貸出は主に郵送（無料）ですが、来所して閲覧もできます。辞書類や拡大読書器も用意してあります。なお、利用には利用登録が必要です。

① 図書の貸出

所蔵の図書（点字、テープ、ＣＤ録音）をはじめ全国の視覚障害者情報提供施設（点字図書館）の図書を借りることができます。センターでは、希望の図書がどこにもない場合は、新しく製作し貸出します。

② 雑誌の貸出

テープ雑誌（20 種類）や全国で製作・発行されている点字雑誌、テープ雑誌を貸出します。

③ 個人的な資料の点訳、音声訳等のサービス

個人的資料(パンフレット類、取扱説明書、カタログ等)の点訳、吹込録音、対面音訳、触図作成、点字書類の墨字訳等のサービスが受けられます。

（学校）

○　教科等の指導や学校生活の様々な機会を利用して、読書活動の推進に努めます。

○　家庭や市町村図書館と連携し、団体貸出や廃棄本の提供、図書コーナーの設置、出前講座の利用など、いつでも本に親しめる環境づくりを進めるよう啓発します。

○　障害についての理解を深めるための絵本や図書を集めて紹介することに努めます。

○　文字を読むことが苦手な子どもたちには、一人ひとりに応じた支援を工夫します。

○　図書委員会による本や図書館の使い方の紹介など、児童・生徒の自主的な読書活動に取り組みます。

②　外国につながる子どもの読書活動の支援

（地域）

○　母語で書かれた本の整備などが進められるよう、市町村をはじめ、ＮＰＯ団体、関係機関等にはたらきかけます。

○　市町村が、県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）等と連携し、外国につながる子どもの居場所づくりを進めるよう啓発し、外国語の資料収集にも努めるようはたらきかけます。

（学校）

○　日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒が読書に親しむことができるよう、学校の教育活動全体をとおして、その児童・生徒の実態に即した本の紹介や読書の指導をします。

○　「世界を知るコーナー」やコンピュータを設置するなど、外国につながる児童・生徒が利用しやすい学校図書館となるよう支援します。

【事例】　　　**～横浜市中央図書館の取組～**

横浜市中央図書館では、アジア各国を舞台にした本や洋書の展示会を行い、併せて外国につながる子どもたちへのブックトーク、読み聞かせの講座を開催しています。また、外国につながる子どもたちが在籍している小・中学校に、母語による本や洋書等の本を 40～50 冊をセットにして、団体貸出を行っています。さらに、ワークショップを開催し、工作や科学遊び等を体験しながら、コミュニケーションを図っていく活動も行っています。

◇　*学校等における読書活動の推進*

５　幼稚園・保育所等における読書活動の推進

【めざすもの】

　日常的に、絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう読書活動を進めるとともに、身近に様々な絵本や図鑑等が手に取れる環境づくりを支援します。

【取組の方向】

（1）幼稚園・保育所等における読書に親しむ機会の提供

「読書へつなぐきっかけづくり」の促進

★　小・中・高等学校と連携を図り、年上の子どもによる絵本や物語、紙芝居などの読み聞かせから、楽しい読書へつなげるきっかけづくりとなるようはたらきかけます。

★　自然と触れ合うことや生活の中で様々なものに触れることなどから、絵本や物語などに親しみをもつようにし、読書へつなげるきっかけづくりを進めます。

○　昔話や童話等により多く触れることによって、幼児が絵本や物語に親しむようはたらきかけます。

○　読書に親しむために、県内の先導的な取組の情報を提供することにより、幼稚園や保育所等に対し読書環境を整えるよう支援を行います。

○　家庭や市町村図書館と連携し、幼稚園や保育所等の中に図書コーナー等を設け、親子で本の貸借ができる環境づくりをはたらきかけます。

＜配慮する事項について＞

・　一人ひとりの幼児なりの感じ方や楽しみ方を大切にしましょう。
・　幼児の多様な興味・関心に応じた題材や理解力などに配慮して絵本を選択しましょう。
・　落ち着いた環境の中で、絵本を読んだり見たりしましょう。
・　幼児の移動経路（動線）を配慮し、一人ひとりがじっくり見ることができる絵本コーナー等の設置をしましょう。
・　絵本や物語の内容と、自分の経験とを照らし合わせたり、イメージを広げたりできるような環境づくりを工夫しましょう。

６　学校等における読書活動の推進

【めざすもの】

いつでも開いている図書館であり、必ず誰かがいる図書館を実現し、気軽に集える場所となる学校図書館をめざします。
学習における学び方を学ぶ場としての学校図書館にするとともに、学校図書館をサポートする学校図書館ボランティアの機能を充実します。
司書教諭だけではなく、すべての教職員や学校図書館ボランティア等の連携のもとで、読書指導の充実や教職員の教材等の研究、子どもの自主的、意欲的な学習活動を支援します。

【取組の方向】

（1）読書習慣の形成と読書指導の充実

「読書へつなぐきっかけづくり」の促進

★　新学習指導要領では「言語活動の充実」を重視しています。児童・生徒の読書習慣の形成につなげるため、各教科等において学校図書館を活用することなどにより、読書へのきっかけづくりを進めます。

★　郷土の歴史や伝統・文化の学習、自然体験、科学・ものづくり体験等、様々な機会を捉えて、児童・生徒の興味・関心を引き出し、読書活動へのきっかけづくりを進めます。

＜小・中学校における取組＞

○　児童・生徒による幼稚園や下学年の子どもへの絵本や物語、紙芝居などの読み聞かせ等を行い、読み手の子どもも楽しみ、読書へのきっかけづくりとなるよう推進します。

○　朝読書等の「一斉読書」の取組状況を把握したり、先進的な取組を進めている学校の紹介をしたりするなど、効果的な取組の普及に努めます。

○　新学習指導要領では「伝統と文化」を重視しています。昔話や古典を読んだり、地域に伝承されている事柄などを調べたりして、本への関心を引き出します。

＜高等学校における取組＞

○　生徒が本を選ぶための参考となるよう、学校ごとに「必読書・推薦書リスト」を作成し、教育委員会ホームページで公開することにより、

生徒が本に親しむきっかけづくりを進めます。

○　必読書・推薦書の整備や、読書に関する講演会・朗読会の実施、ホームルームや授業での一斉読書など、学校の実態に合わせた形で読書活動の充実に向けた取組を行っていきます。

○　各校における読書活動の内容の把握に努め、読書活動に関する優れた取組については全校に発信することにより、読書活動充実のための取組を全県に広げるように努めます。

○　新学習指導要領では「伝統と文化」を重視しています。古典文学を積極的に紹介したり、昔話の語り部による朗読会を実施したりすることをとおして、読書への興味や関心を広げます。

＜努力目標　学校＞　　一斉読書の実施率

	現状		目標
小学校	９８％	⇒	１００％
中学校	７８％	⇒	８５％
高等学校	１２％	⇒	３０％

(2) 司書教諭等の役割と教職員の協力体制の構築

＜小・中学校における取組＞

○　司書教諭の資質向上を目的とした研修の充実を図ります。

○　読書活動推進フォーラムや読書実践コースを開催し、学校図書館ボランティアの資質の向上に向けた研修を行います。

○　教職員と保護者とによるＰＴＡ団体の会合や懇談会において、学校図書館ボランティアの意義を伝え、保護者による協力・支援をはたらきかけます。

○　教職員の協力体制の確立や校務分担上の配慮などの工夫を進めている事例を紹介し、啓発していきます。

＜高等学校における取組＞

○　学校図書館の運営や読書活動の推進に携わる学校司書と司書教諭が連携・協力し、各高等学校における学校図書館の機能の充実や読書活動の推進に努めます。

○　学校司書は、読書活動の推進のために、その専門性を生かして、全職員で取り組めるよう協力体制の充実に向け、司書教諭とともに校内調整を図ります。

(3) 学校図書館の機能の充実

「いつでも行ける学校図書館づくり」の支援

★　小・中学校では、学校図書館ボランティアの充実を図るなど、登校から下校までの時間、いつでも学校図書館を利用できる体制づくりを進めます。

★　児童・生徒が読書を楽しみ、気軽に集う場である「読書センター」としての機能充実のため、飾り付けや本の配置などを工夫し、児童・生徒にとって行きやすく、くつろぐことができる学校図書館となるような環境整備に努めます。

＜小・中学校における取組＞

○　読書関係団体や学校図書館ボランティアとの連携を図り、児童・生徒による作品を掲載したり、利用しやすい本の配置等を工夫したりして環境整備に努めます。

○　学校図書館の機能の充実のため、全国学校図書館協議会（ＳＬＡ）等、様々な関係機関と連携を図りながら、必要な体制を整備するよう努めます。

○　図書以外にも新聞や雑誌、古典芸能、美術館資料、情報ファイル等を整備し、児童・生徒のニーズに対応した環境づくりに努めます。
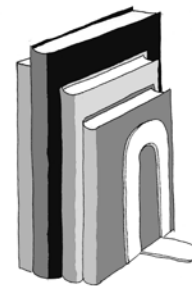
学校図書館の整備の点検をしましょう！

□　利用者が資料を探す手段が用意・工夫されていますか？
□　館内の雰囲気づくりを工夫していますか？
□　児童・生徒の移動経路（動線）が考えられていますか？
□　教材研究に役立つ教職員の指導資料がありますか？
□　児童・生徒の作品を保存・展示していますか？

ボランティアの募集

保護者　各位

平成○年４月17日

○○○市立○○○○小学校

学校図書館ボランティア募集のお願い

春の日差しに木々の芽や若葉がまぶしく感じられる季節となってきました。新学期が始まり10日余りが過ぎ、学校での子どもたちの生活にも少しずつリズムが出てきました。

さて、本校では昨年度より子どもたちの読書活動を推進するために、「朝の全校一斉読書」「図書館の整備」「学級文庫の充実」などを、学校図書館ボランティアの皆様のご協力を得て行ってきました。おかげさまで、子どもたちは読書活動や日常の調べ学習も大変意欲的になってきました。今年度も改めて学校図書館ボランティアの方を募集し、子どもたちの読書活動を充実させていきたいと考えております。読み聞かせをしたい方、図書館の本の貸出しや整理・レイアウトをしてみたい方などを募集しますので、積極的にご応募ください。（PTAの学級役員の活動とは関係ありません。）

なお、この活動は無償でのボランティア活動となりますことをご承知下さい。

ご応募いただける方は、応募用紙に記入され、**4月20日(金) まで**、担任までご提出ください。

※第１回の読書ボランティア打ち合わせ会を４月20日(金) 10時から第１図書室で行います。ボランティアに応募された方は、忘れずに集まってください。
打ち合わせに出席できない方には、個別に資料をお送りしますので、ご安心下さい。

記

協力内容及び期間

1. 朝の一斉読書（8:30～8:45ごろ）の１年生や２年生のお世話
2. 本の貸出しと返却作業や本をさがす手伝い、貸出カードの保管（パソコンの簡単な操作が必要になります）
3. 図書館の本の整理とレイアウト
4. 低学年や中学年への読み聞かせ
5. 必要に応じてバーコード貼りや入力作業
6. 期間は長い期間でお願いします。

……………………… 切り取り線 ………………………

学校図書館ボランティア応募用紙 ４月20日まで担任へ

ふりがな 氏名		☎ （　　）	お子さんの 学年・組・氏名	年　　組
協力できる 内容に○を つけてください	１・２・３・４ （上記の内容を参照）		その他ご協力 いただけること をお書き下さい。	

学校が作成したボランティア募集のお知らせ①

「学校図書館入門シリーズ９　学校図書館ボランティア」
対崎奈美子著　全国学校図書館協議会発行

＜高等学校における取組＞

○　生徒の主体的な学習活動を支える「学習センター」としての機能充実のため、資料の整備を進めるとともに、職員の資質向上や他の図書館とのネットワーク化などを進め、レファレンスサービス能力の高い学校図書館となるよう努めます。

○　生徒が情報活用能力を育成する場である「情報センター」としての機能充実のため、生徒の情報収集活動の手助けとなり、学習活動の成果や情報を蓄積・発信することのできる学校図書館となるよう努めます。

7　学校・関係機関・団体等の連携した読書活動の推進

【めざすもの】

学校・家庭・地域がそれぞれ読書活動を推進するとともに、読み聞かせ活動やブックスタート事業等、読書活動推進に関る多くの関係機関や関係団体が互いに連携・協力した取組を行います。

【取組の方向】

（1）公立図書館と学校等との連携

○　学校は、公立図書館から子どものニーズにあった本や子どもに読ませたい本の情報提供を受けて、学校図書館の本の選定に役立てます。

○　市町村図書館は、小・中学校と連携し、児童・生徒を対象に、市町村図書館利用の案内や資料の探し方などを学ぶ機会を設け、子どもたちが図書館に親しむことができるよう努めます。

○　市町村図書館は、学習に関する本や資料の取寄せ、学校への団体貸出、廃棄本の提供等を積極的に行い、学校図書館と連携を強めます。

○　市町村図書館が、民間のボランティア団体や小・中学校と連携・協力し、学校図書館ボランティア等の研修や養成の取組をするようはたらきかけます。

○　神奈川県図書館情報ネットワーク・システムに大学等の専門的な図書館の参加を促し、資料情報の共有化及び相互貸借の利用促進を図ります。（Ｐ22 参照）

大学図書館の一般開放

知ってますか？
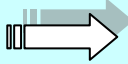
大学図書館には、学術資料や専門書が数多くそろっています。
そこで、大学によっては、地域住民の方を対象に一般開放し、閲覧や貸出、レファレンスサービスを行っているところもあります。
神奈川県図書館協会のホームページでは、県内の大学図書館が紹介され、閲覧することができます。現在、38 館が紹介されています。
＜大学図書館のホームページ＞
http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/kla/link/kanadai.htm

○　県立の図書館は、資料の貸出やレファレンス、職員研修などを通じて、学校図書館等への支援を進めます。

○　学校・家庭・地域等における子どもの読書活動を効果的に推進するために、放課後子どもプラン推進事業や学校支援地域本部事業等を活用し、学校図書館ボランティア等が学校等における読書活動を支援する取組を推進します。

＜努力目標　学校＞　学校図書館ボランティアの導入率

	現状		目標
小学校（１人以上）	**７９％**	⇒	**１００％**
中学校（１人以上）	**３０％**	⇒	**５０％**

（なお、高等学校には学校司書が常駐しています。）

（2）関係機関・団体等の連携・協力

○　神奈川県子ども読書活動推進会議を母体として、国民読書年（2010年）に合わせた読書フェスティバルや、読書活動の実践例の紹介などを行う子ども読書活動推進フォーラムを開催して、読書活動への気運の醸成を図ります。

○　芸能・芸術・自然等に関る様々な関係団体と連携し、読書へつなげるきっかけづくりとなる取組を促進します。

○　社会教育関係団体や学校関係者、地域のボランティア、行政関係者、読書活動に関っている民間団体などから構成される地域の子ども読書活動推進協議会等を中心に、地域の特性に応じた子ども読書活動を推進します。

○　私立学校や保育所に対して、情報提供を行い、読書活動の推進を図るよう啓発していきます。

○　県内の各学校、書店、関係機関等は神奈川県児童福祉審議会が推薦する優良図書を広く周知し、優良図書の普及・啓発を行います。

【事例】　**～関係機関の連携による取組～**

藤沢市では「藤沢市子ども読書活動推進計画」策定の過程において、ブックスタートへの関心が高まり、平成 18 年 11 月よりブックスタート事業が始まりました。１歳６か月児検診の機会に、子育て支援課、こども健康課、総合市民図書館と市民ボランティアの協働により行っています。

用　語　解　説

【あ】

アニマシオン

スペインのモンセラ・サルトさんが、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導です。75のメソッド(方法)があります。読書をゲームとして楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション力を育てます。

一斉読書

児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けるためのきっかけづくりを目的に行われている学校の取組の一つです。朝に限らず、学級全体等で一斉に読書をする取組などを捉えています。

【か】

拡大本

弱視児童や生徒のために、一人ひとりの視力に合うように、教科書の文字や絵を大きく写した手作りの本のことです。

学校支援地域本部事業

文部科学省が平成20年度に開始した事業で、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教職員と子どもとが向き合う時間の確保や住民等の学習成果の活用の機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ろうとするものです。

神奈川県図書館協会（ＫＬＡ）

昭和３年設立。県内の公共77館、大学37館、専門17館の各種の図書館が加盟し、調査研究や広報活動、図書館員の研修など、図書館の発展と利用者のサービス向上のため、多彩な活動を展開しています。

神奈川子ども読書２００選

幼稚園・小学校・中学校の幼児・児童・生徒、教職員・保護者の方々から推薦された13,932冊を取りまとめて、子ども自身が推薦した「わたしが選んだ本100選」と教職員・保護者が子どもたちに薦めたい「子どもに読ませたい本100選」とを合わせた冊子のことです。

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）

開発途上国への援助、貿易の拡大などを目的とする国際協力機構のことです。

コーディネーター

様々な要素を統合したり、調整したりして、一つに取りまとめをする人のことです。

国民読書年

平成12年を「子ども読書年」とし、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」、さらに平成17年に「文字・活字文化振興法」を制定して、朝の読書運動の推進、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民運動の活性化など、読書への国民の意識は高まりつつありますが、この気運をさらに高めるため、平成22年を新たに「国民読書年」と定めました。

子ども読書の日

子どもの読書活動の重要性を考え、子どもが自主的な読書活動を行うことができるように、積極的に環境の整備を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年に公布・施行されました。この法律において、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、政府が「子ども読書活動推進基本計画」を策定・公表すること、４月23日を「子ども読書の日」とすることなどが定められました。

【た】

デイジー本（ＤＡＩＳＹ）

視覚に障害のある方に対して、音声情報（デジタル録音）で聞くことができる録音図書のことです。音声データを圧縮し、１枚のＣＤ-ＲＯＭに数十時間の音声データを入れることができます。出版されているほとんどの本が１冊丸ごと１枚のＣＤ-ＲＯＭに収まります。

点字本

視覚に障害のある方のために、点字（触覚で読む字で、点の盛り上がりによって文字・数字を表現したもの）で記述された図書のことです。

用　語　解　説

特別支援学校

従来、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱というように障害種別に分かれていた盲学校、ろう学校、養護学校を、複数の障害にも対応できるようにした学校のことです。

児童・生徒の障害の重度・重複化に対応するとともに、小・中学校などに在籍する児童・生徒への支援を行うセンター的機能をもつ学校です。

【は】

ファミリー・コミュニケーション

平成 18 年度神奈川県第３回いじめ・暴力行為等防止運動推進会議において、いじめ等の防止のため、家庭でのコミュニケーションの必要性が提唱され、ＰＴＡ、学校、行政機関が連携して「ファミリー・コミュニケーション運動」の取組を進めることにしました。毎月、第１日曜日を「ファミリー・コミュニケーションの日」として、イベントや施設優待などにより、家族のコミュニケーションが図られる環境づくりを行います。

ブックスタート事業

まだ、絵本を読めない赤ちゃんに対して、絵本を読み聞かせることで、心の通い合いを深めてもらおうと、保護者に絵本を手渡す運動が平成４（1992）年イギリスのバーミンガムで始まりました。日本では、平成 13 年に全国 21 の市町村が取組を始めました。

ブックトーク

広い意味でのブックトークとは、自分が読んだ本を周りの人に紹介することです。狭い意味では、司書や先生が一つのテーマを決めて、それに関連する数冊の本を紹介することです。

ＰＬＡＮＥＴかながわ

県民の生涯学習活動を支援するため、講座・催し物の情報や、博物館等の施設情報など様々な生涯学習情報をインターネットを介して提供するシステムのことです。

放課後子どもプラン推進事業

文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的に、あるいは連携して、平成 19 年度より実施しているものです。具体的には、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などの取組を実施します。

【ま】

メールマガジン

企業や個人などが､特定の読者に向けて電子メール で定期的に情報を配信するものです。

【や】

読み聞かせ

本を使った読み聞かせは、人の声や話から自分の中でイメージをふくらませ、感性や想像力をはぐくむことができます。読み手と物語や時間を共有することで、互いの信頼感や愛情を実感するコミュニケーションの場となり、こうした経験が読書への興味につながります。

【ら】

リテラシー

読み書き能力のことです。

レファレンスサービス

レファレンスという言葉には、参照・問い合わせ・照会などの意味があり、図書館におけるレファレンスサービスとは、何らかの情報を求めている人に対して、情報又は情報源を提供するサービスをいいます。

かながわ読書のススメ
～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～

平成 21 年 7 月

発行　　神奈川県教育委員会教育局　生涯学習文化財課
横浜市中区日本大通 33　〒231-8509
電話 (045)210-8347